

2019 年 9 月 10 日

お客様各位

金沢信用金庫

個人型確定拠出年金（iDeCo）「金沢信用金庫グットライフ年金プラン」に係る
消費税率引上げに伴う各種手数料の改定について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、金沢信用金庫の業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019 年 10 月 1 日より消費税率が現行の 8 %から 10%へ引上げられることに
伴い、個人型確定拠出年金（iDeCo）「金沢信用金庫グットライフ年金プラン」の各種
手数料につきまして、下記のとおり改定いたしますのでご案内申し上げます。

なお、今回の手数料改定は消費税率の引上げを反映するもので、税抜き手数料は変
更しておりません。

敬 具

記

1. 改定内容

別添「消費税率引上げに伴う各種手数料の改定のご案内」のとおり

2. 適用日

別添「消費税率引上げに伴う各種手数料の改定のご案内」に記載の適用基準日
が 2019 年 10 月 1 日以降（月単位の場合は適用基準月が 10 月以降）となる場合
に改定後の手数料が適用されます。

※消費税率の引上げは、2019 年 9 月 10 日現在の情報に基づくものです。今後の
税制改正等により、本書面のご案内内容が変更される場合があります。

以 上

消費税率引上げに伴う各種手数料の改定のご案内

2019年10月1日からの消費税率の10%への引上げに伴い、以下のとおり各種手数料（税込）を改定させていただきます。
 なお、今回の手数料改定は消費税率の引上げを反映するもので、税抜き手数料は変更しておりません。

（円、税込）

		手数料 発生時期	改定前				改定後				お支払方法
			手数料	(手数料の内訳)			手数料	(手数料の内訳)			
				国民年金 基金連合会	運営管理 機関 (注1)	事務委託先 金融機関 (注2)		国民年金 基金連合会	運営管理 機関 (注1)	事務委託先 金融機関 (注2)	
納入時 手数料	加入者	加入時	2,777	2,777	—	—	2,829	2,829	—	—	初回掛金から差し 引きます。
納入時 手数料		拠出の都度 (注3)	103	103	—	—	105	105	—	—	拠出月の掛金から 差し引きます。
口座管理 手数料		毎月 (注3)	475	—	411	64	484	—	418	66	拠出月の掛金から 差し引きます。
		運用指図者 (注4)	毎月	475	—	411	64	484	—	418	66
	年金受給者	毎月	475	—	411	64	484	—	418	66	給付等時に差し引 きます。(注6)
給付事務手数料等		給付の都度	432	—	—	432	440	—	—	440	給付金から差し引 きます。
還付事務手数料等 (注7)		還付の都度	1461	1,029	—	432	1,488	1,048	—	440	還付金から差し引 きます。
移換時手数料		企業型から の移換時 (注8)	2,777	2,777	—	—	2,829	2,829	—	—	移換金から差し引 きます。

※上記手数料は、消費税（10%）を含んでいます。各種手数料の変更の適用基準日は次ページをご参照ください。

※消費税率の引上げは、2019年9月10日現在の情報に基づくものです。今後の税制改正等により、本資料の内容が変更される場合があります。

（注1）運営管理機関手数料は、運営管理業務の対価として、金沢信用金庫に記録関連運営管理機関（J I S & T）の手数料と合わせてお支払いいただきます。

（注2）事務委託先金融機関とは、国民年金基金連合会から委託を受けて資産管理を行う信託銀行のことです。〔金沢信用金庫グッドライフ年金プラン〕の事務委託先金融機関は、資産管理サービス信託銀行です。

（注3）拠出月に拠出がなかった場合は、国民年金基金連合会の当該月の手数料は徴収されません。一方、拠出の有無にかかわらず運営管理機関と事務委託先金融機関の手数料は必要となり、拠出月に拠出がなかった場合、手数料（指定した月のみ掛金を納付する場合は、まとめて納付する月数分の手数料）は、次の拠出の際に掛金からまとめてお支払いいただきます。なお、毎年一定の日において未収の手数料がある場合は、個人別管理資産から取り崩します。

※ 取崩しは毎年2月に、記録関連運営管理機関（J I S & T）が定める方法により、金沢信用金庫が定める順序で運用商品を換金することにより行います。運用商品の価額変動等のため取崩しの結果額に該当手数料額を超える部分が生じた場合、超過分については定時拠出向けに登録した配分指定が適用されます（登録がない場合は、未指図資産（現金相当の資産）となります。）。また、取崩しの結果額が該当手数料額に満たない場合は、該当手数料額に達するまで再度取崩しを行います。

（注4）運用指図者とは、加入者資格を喪失し、掛金の拠出を行わずこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行う方のことです。

（注5）給付等の資産移動時に、それまでの期間分をまとめて移動される資産からお支払いいただきます。なお、毎年一定の日において未収の手数料がある場合は、個人別管理資産から取り崩します（取崩しについては、注3を参照してください。）。

（注6）給付等の資産移動時に、それまでの期間分をまとめて給付金等からお支払いいただきます。

（注7）還付とは、納付された掛金が国民年金保険料の未納付月分であった場合等に、掛金相当額が加入者等へ返還されることをいいます。

（注8）企業型から個人型に移換される際には国民年金基金連合会の手数料がかかります（加入時の手数料に相当します。）。なお、企業型からの移換時には、この他に企業型側の運営管理機関等の手数料がかかることがあります。

【お問合せ先】

本件に関するご照会は、以下にお問い合わせください。

金沢信用金庫 営業店サポート部 / 電話：076-231-0274

＜適用基準日＞

適用基準日が2019年10月1日以降（月単位の場合は適用基準月が10月以降）の場合に変更後の各種手数料が適用されます。

手数料		手数料発生時期	適用基準日
納入時手数料	加入者	加入時	新規加入の資格取得日（＝受付金融機関における加入申出書の受付日）
納入時手数料		拠出の都度	掛金の引落日
口座管理手数料		毎月	拠出月
	2019年10月分以降		
	2019年10月分以降		
給付事務手数料等		給付の都度	給付金の振込日
還付事務手数料等	国民年金基金連合会分	還付の都度	掛金の還付を決定した日（資格喪失等の処理後、還付対象となる掛金のあることが判明した日）
	事務委託先金融機関分		還付金の振込日
移換時手数料		企業型からの移換時	運用指図者の資格取得日（＝受付金融機関における個人別管理資産移換依頼書の受付日）